

## 固定資産価格等の縦覧・課税台帳の閲覧について

所有者が、土地家屋の評価額を他の土地家屋の評価額と比較したい場合は、「土地・家屋価格等縦覧帳簿の縦覧」、自分の固定資産について評価額や税額等を知りたい場合は「固定資産課税台帳の閲覧」の制度をご利用ください。

	縦 覧	閲 覧
制度の内容	納税者が他の土地や家屋の評価額を比較することにより自己所有の土地や家屋の評価額が適正であることを確認できる制度	納税義務者等が固定資産課税台帳のうち自己の資産について記載された部分を見ることができる制度
期間	毎年4月1日から第1期納期限（5月末）まで	年間を通じて （土・日・祝祭日を除く）
場所及び時間	多久市役所税務課（本庁1階） 8時30分から17時15分まで	
縦覧・閲覧ができる方	<ul style="list-style-type: none"> <li>・納税者</li> <li>・納税者からの委任を受けた方</li> <li>・納税管理人及び納税者・納税義務者の同居親族の方は、納税通知書または課税明細書を提示すれば代理人として縦覧できます。</li> <li>土地のみを所有する納税者は家屋の縦覧は不可。家屋のみを所有する納税者は土地の縦覧は不可。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・納税義務者</li> <li>・納税義務者からの委任を受けた方</li> <li>・借地、借家人等（使用または収益の対象となる部分のみ）</li> <li>・納税管理人及び納税者・納税義務者の同居親族の方は、納税通知書または課税明細書を提示すれば納税義務者の代理人として閲覧できます。</li> </ul>
持参するもの	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本人確認ができるもの（運転免許証等）</li> <li>・委任状（委任を受けた方のみ）</li> <li>・納税通知書または課税明細書（納税管理人・同居親族）</li> <li>・賃貸借契約書等（借地、借家人の方のみ）【閲覧のみ】</li> </ul>	
手数料 字図等閲覧、コピー代は別途必要	無料	縦覧期間中の当該年度分は無料 縦覧期間後及び当該年度分以前の台帳閲覧は1件につき300円
縦覧・閲覧できる書類	<ul style="list-style-type: none"> <li>・土地価格等縦覧帳簿（所在地、地番、地目、地積、評価額）</li> <li>・家屋価格等縦覧帳簿（所在地、家屋番号、種類、構造、床面積、評価額）</li> </ul> <p style="text-align: center;">所有者、税額は掲載されません</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・課税台帳（住所、氏名、所在地、地番、地目、地積、家屋番号、種類、構造、床面積、評価額）</li> </ul>

「納税義務者」：固定資産を所有している方。

「納税者」：納税義務者のうち、土地・家屋・償却資産のそれぞれの課税標準額の合計が免税点以上のため、実際に課税されている方。